様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年　6月　30日

山口県知事　様

提出者
住　所　山口県山口市下小鯖２５－１
氏　名　株式会社ＮＩＰＰＯ山口統括事業所
統括事業所長　後藤 好隆
電話番号　083-927-2851

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ＮＩＰＰＯ山口統括事業所
事業場の所在地	山口県山口市下小鯖２５－１
計画期間	令和７年４月１日～令和８年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	5億8000万円
③ 従業員数	１３人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	道路建設工事（舗装工事） がれき類（アスファルト・コンクリート塊）→グループ会社の処理 施設で破砕して再資源化 建設系混合廃棄物（安定型）→処分業者に委託し、再生破砕、焼却破砕して再資源化 路面清掃業務 がれき類（その他）→処分業者に委託し、安定型にして処分

（日本産業規格　A列４番）

（第２面）

<table>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">（管理体制図）

別紙記載のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（2024年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙2-1の通り</td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・分別解体の徹底による再資源化
・設計変更による発生量の軽減
・工事資材のロス低減</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙2-1の通り</td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・社内研修等により従業員全員に産業廃棄物排出抑制について意識させるともに、現状把握及び分析を十分に行い、工法変更等による産業廃棄物抑制に取り組む。</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="3">（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・がれき類、紙くず、木くずは他の廃棄物が混入しないように 分別するとともに、再生資源化で適正処分を実施している。</td></tr>
</table>

	②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・がれき類、紙くず、木くずは他の廃棄物が混入しないように 分別するとともに、再生資源化で適正処分により一層取り組む。

（第３面）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
	① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
		自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
		（これまでに実施した取組） ・特に実施していない		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
		（今後実施する予定の取組） ・工事現場から排出するものについて、がれき類は中間処分 工場に持ち込む。木製の型枠はなるべく再利用できるよう 破損しないように施工する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
	① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
		（これまでに実施した取組） ・がれき類は他の廃棄物が混入しないように分別解体する。 中間処理工場で再生資源化して適正処分を実施している。		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t

		（今後実施する予定の取組） ・上記の取組を継続実施する。

（第４面）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
	① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
		（これまでに実施した取組） ・特になし		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
		（今後実施する予定の取組） ・今後も実施する予定はなし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

		（これまでに実施した取組） ・社内の選定基準に合致する会社の中で、なるべく優良 認定処理業者へ委託するようにしていく。

（第５面）

<table>
<tr><td rowspan="9"></td><td rowspan="9">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>別紙2-1のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

・社内の選定基準に合致する会社の中で、なるべく優良 認定処理業者へ委託するようにしていく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

2020/4/1

付図　組織図（支店システム機構図）

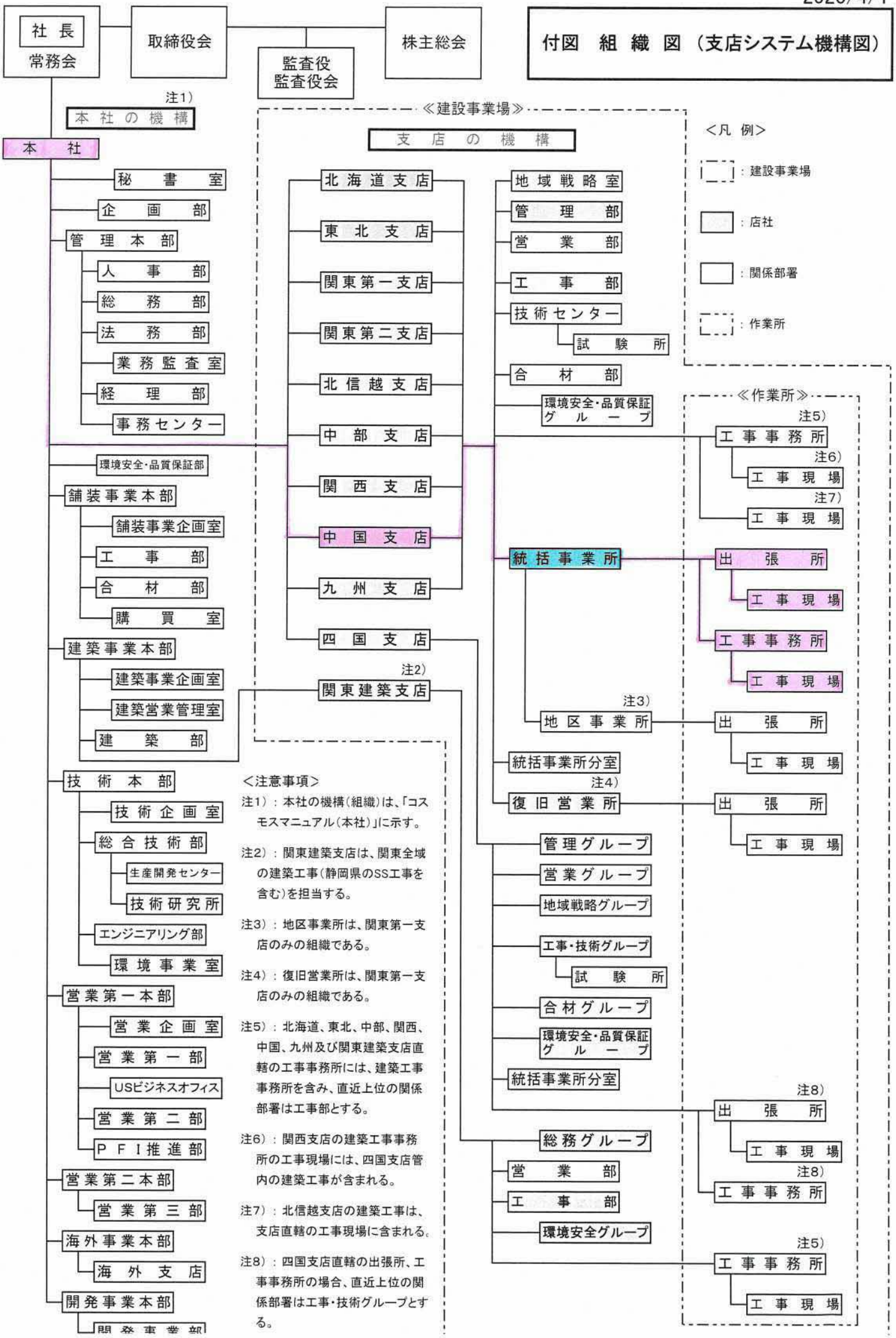

＜注意事項＞

注1）：本社の機構（組織）は、「コスモスマニュアル（本社）」に示す。

注2）：関東建築支店は、関東全域の建築工事（静岡県のSS工事を含む）を担当する。

注3）：地区事業所は、関東第一支店のみの組織である。

注4）：復旧営業所は、関東第一支店のみの組織である。

注5）：北海道、東北、中部、関西、中国、九州及び関東建築支店直轄の工事事務所には、建築工事事務所を含み、直近上位の関係部署は工事部とする。

注6）：関西支店の建築工事事務所の工事現場には、四国支店管内の建築工事が含まれる。

注7）：北信越支店の建築工事は、支店直轄の工事現場に含まれる。

注8）：四国支店直轄の出張所、工事事務所の場合、直近上位の関係部署は工事・技術グループとする。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書（補足）（

多量排出事業者　名　称	株式会社NIPPO山口統括事業所

区分	種　類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利
		排出量		自ら再生利 産業廃棄
		現状	計画	現状
産業廃棄物	燃え殻			
	汚泥	0	0	
	廃油	0	0	
	廃酸			
	廃アルカリ	0	0	
	廃プラスチック類	4	5	
	紙くず	0	0	
	木くず	5	5	
	繊維くず			
	動植物性残さ			
	動物系固形不要物			
	ゴムくず			
	金属くず	23	20	
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	875	870	
	鉱さい			
	がれき類	1,370	1,370	
	動物のふん尿			
	動物の死体			
	ばいじん			
	13号廃棄物			

計　　（A）	2,277	2,270	0

令和7年度計画）

	所在地（市町名）	山口市	事業の種類	建設業

用に関する事項	自ら行う中間処理に関する事項			
利用を行う 棄物の量	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	
計画	現状	計画	現状	計画

0	0	0	0	0

自ら行う埋立処分等に関する事項				
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処 処理委
現状	計画	現状	計画	現状
		0	0	
		0	0	
		0	0	
		4	5	
		0	0	
		5	5	
		23	20	
		875	870	
		1,370	1,370	

0	0	2,277	2,270	0

処理委託に関する事項				
理業者への 委託量	再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量	
計画	現状	計画	現状	計画

0	0	0	0	0

別紙２－１

（ 単位 ：トン ）

認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
現状	計画

0	0